

## 1) 景観計画策定の背景と目的

本市は、太平山、三轟山、岩船山<sup>\*</sup>等の山々、渡良瀬遊水地と渡良瀬川、巴波川、永野川、思川等の水辺環境と自然に恵まれており、また、人々の暮らしの中で長い年月の間に育まれた歴史的な町並みや樹木や草花等による美しい景観が形成されています。それらの美しい景観の中でも、栃木地域中心部においては、これまで「蔵づくりの歴史的町並み」を保全・活用するため、景観形成に関わる諸事業を展開し、市民・事業者とともに、歴史的町並みを守り育ててきました。

しかしながら、現在の社会においては、経済性や効率性を追い求めるだけでなく、心を豊かにする美しく心地よい環境が求められており、先人達が守り育ててきた本市のこうした景観を次世代に継承し、これらを活かしたまちづくりを進めていくことが必要です。

景観法<sup>\*</sup>は、平成16年6月に制定された、わが国初の景観に関する総合的な法律です。

これは、国が平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を公表し、美しい国づくりのための基本的考え方と具体的な施策を示したことを受けて制定され、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図ることを目的とし、基本理念や市民・事業者・行政の責務を明確にしており、良好な景観形成のための行為規制や支援の仕組みを備えています。

景観行政団体<sup>\*</sup>とは、地域における景観行政を担う主体として景観法で位置付けられており、本市は、平成24年4月に栃木県知事と協議し景観行政団体となりました。こうした状況を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって良好な景観形成を図ることを目的に、景観法に基づく「栃木市景観計画」を策定することとしました。

### 【景観法の基本理念】

#### 基本理念1

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠な国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるようにする。

#### 基本理念2

適正な制限の下に、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等が調和した土地利用がなされるようにする。

#### 基本理念3

地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するようにする。

#### 基本理念4

地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされるようにする。

#### 基本理念5

現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、良好な景観の形成を行うようにする。

## 2) 景観計画の性格と役割

景観計画<sup>\*</sup>は、良好な景観形成のための必要な事項を定める法定計画です。この計画を策定することによって、建築物や工作物等の建築において、届出・勧告を基本とする緩やかな規制等を行い、良好な景観形成を誘導します。

### 必須事項

- ①景観計画の区域
- ②良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
  - 《届出の対象》
    - ・建築物の新築、増築、改築、外観の変更等
    - ・工作物の新設、増築、改築、外観の変更等
    - ・都市計画法上の開発行為
  - 《行為の制限内容》…必要に応じて定める項目
    - ・建築物又は工作物の形態、色彩、その他意匠
    - ・建築物又は工作物の高さの最高限度、最低限度
    - ・壁面の位置の制限
    - ・敷地面積の最低限度
- ③景観重要建造物 景観重要樹木<sup>\*</sup>の指定の方針

### 選択事項

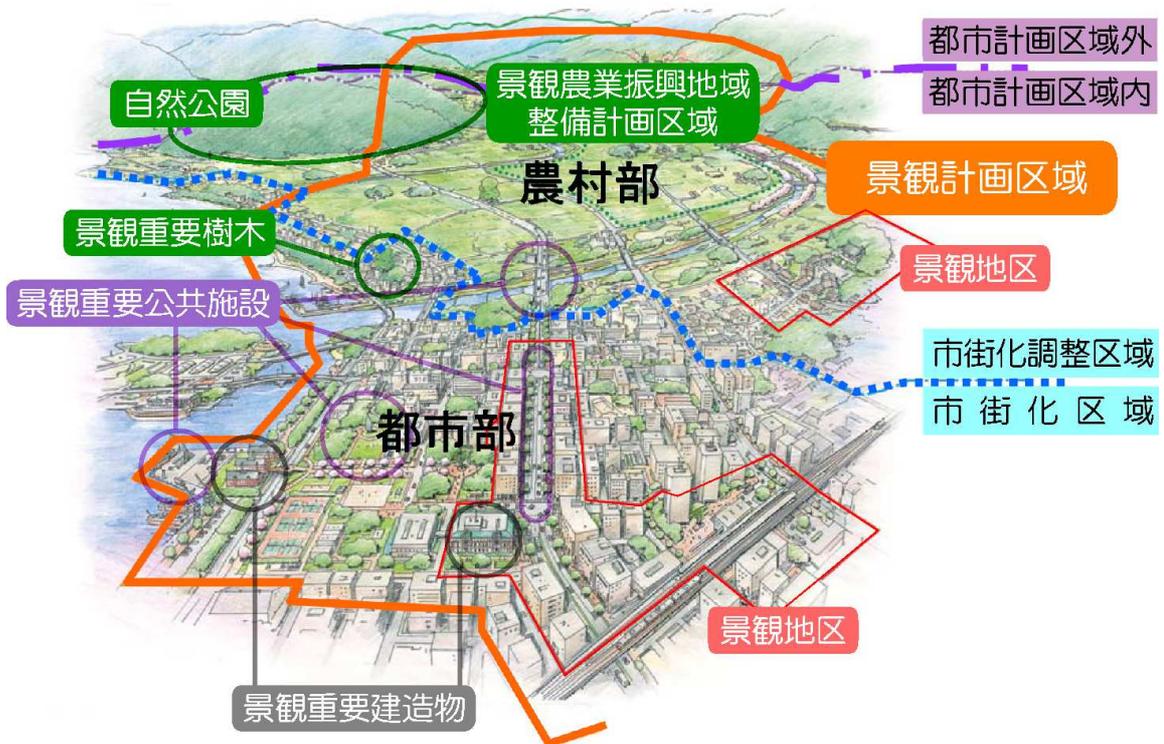
- ④屋外広告物<sup>\*</sup>の表示及び掲出に関する事項
  - ⑤景観重要公共施設<sup>\*</sup>の整備に関する事項
  - ⑥景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項
  - ⑦自然公園法の許可の基準
- (⑥⑦は本計画では定めません。)

景観法において景観計画に定めることとしている上記の事項のほか、本計画では、「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」を定めています。

【参考：景観法の主な制度（国土交通省資料より）】



【参考：景観法の制度活用イメージ（国土交通省資料を加工）】

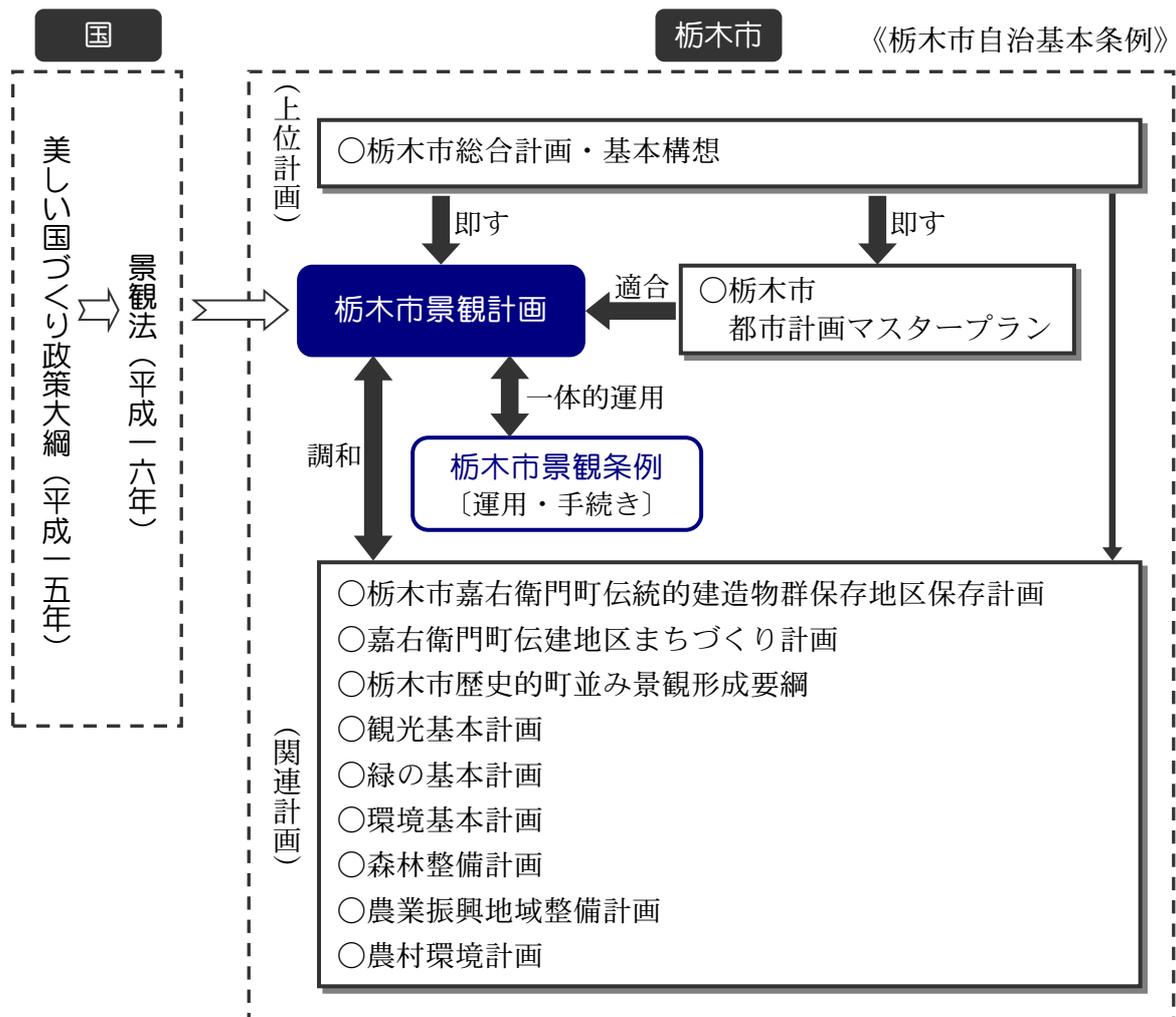


「景観地区」\*は都市計画として定めるもので、認定制度により良好な景観の形成を図る地区です。本景観計画では、都市計画には定めない「景観形成重点地区」を位置付けています。（7頁参照）

### 3) 景観計画の位置付け

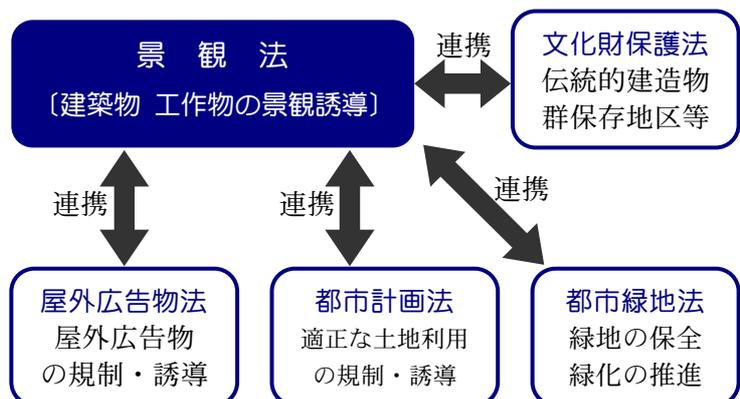
本計画は、景観法に基づく法定計画として定めるもので、本市の良好な景観の形成に関する総合的な計画です。本計画の策定に当たっては、次のとおり上位計画及び分野別の関連計画との整合性を図ります。

また、景観法及び景観計画の施行に関する委任事項や本市の景観形成を推進していく上で必要となる事項を定めた、景観条例<sup>\*</sup>を制定します。



### 4) 他法令との関係

良好な景観形成を積極的に推進するためには、景観法による景観計画だけではなく、都市計画法、屋外広告物法、都市緑地法、文化財保護法等、関連する法律との連携を図りながら、総合的な施策の推進に取り組む必要があります。



## 5) 市民・事業者・行政の基本的役割

魅力ある景観を形成するためには、栃木市自治基本条例<sup>\*</sup>に基づき、市民・事業者・行政が良好なパートナーシップを形成し、それぞれの立場での役割と責務を果たしていくことが必要となります。次に、それぞれの基本的な役割を示します。

### ①市民の役割

市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、それぞれの地域における特性に応じた良好な景観の形成に努めます。

市民は、景観まちづくりを推進する地域においては、地域を構成する一員として、良好な景観形成活動への積極的な参加に努めます。

市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力します。

### ②事業者の役割

事業者は、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めます。

事業者は、景観まちづくりを推進する地域においては、地域を構成する一員として、良好な景観形成活動への積極的な参加に努めます。

事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力します。

### ③行政の役割

行政は、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

行政は、景観まちづくりの推進に当たっては、法その他の良好な景観の形成に関する法令による制度を積極的に活用し、良好な景観の形成に関する施策の実効性を高めるように努めます。

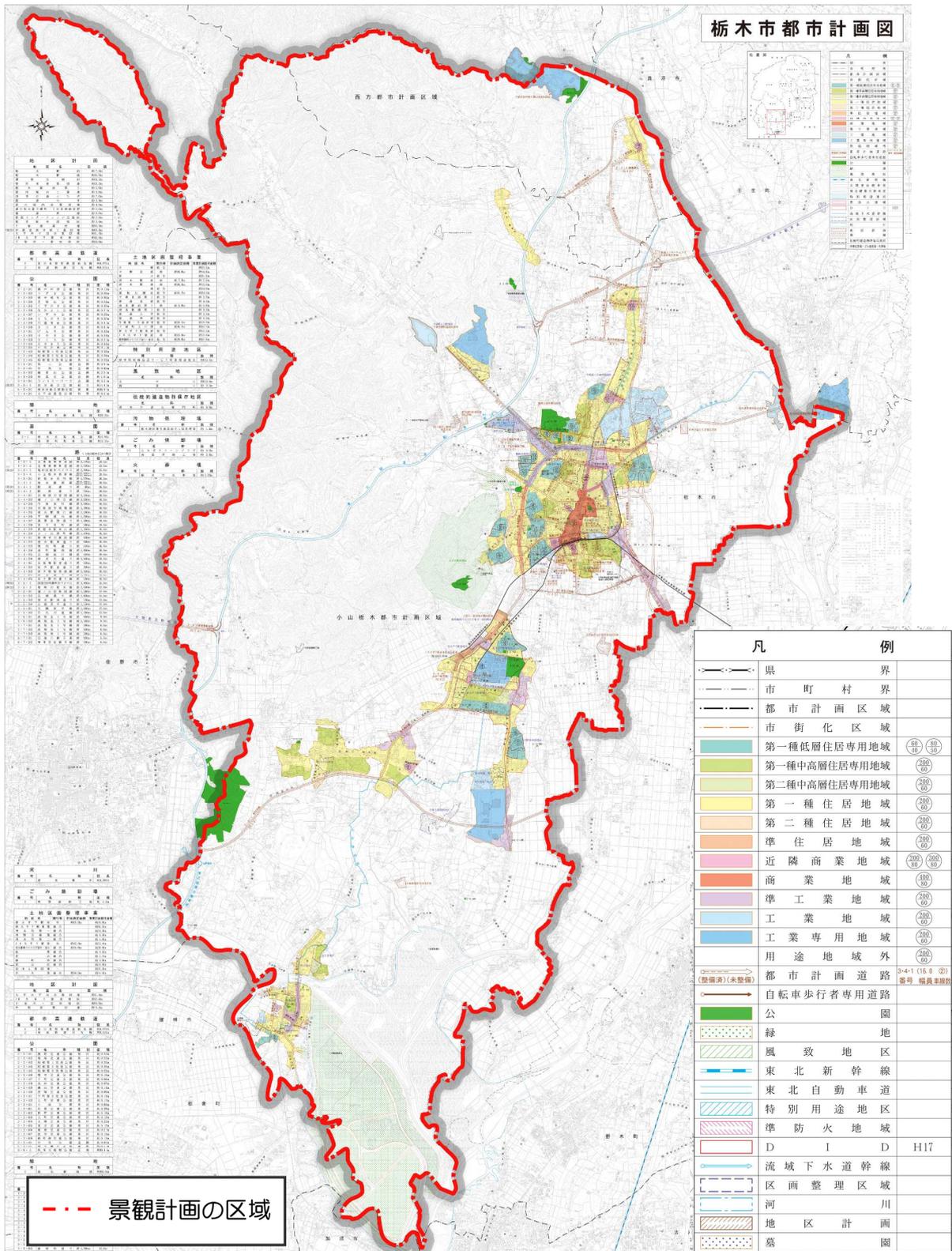
行政は、建築物の建築や道路、河川、公園、広場その他の公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たすよう努めます。

行政は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策の実施に努めます。

## 1) 景観計画の区域

本市の景観資源や景観構造を活かし、地域の特徴に応じた良好な景観形成を図っていくため、栃木市全域を景観計画区域とします。

【景観計画の区域】

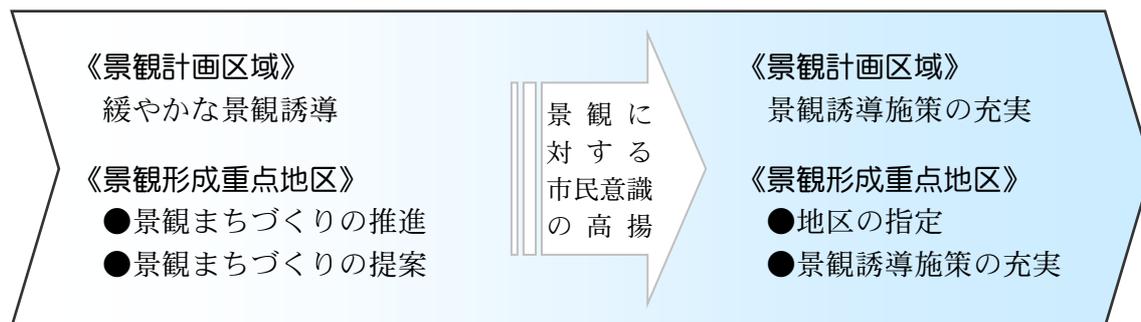


## 2) 景観形成重点地区

### ①基本的な考え方

本市における景観まちづくりは、市民の意向を踏まえ、理解を得ながら、段階的に充実させていくこととします。

市全域を景観計画の対象区域として緩やかな景観誘導を図るとともに、地域住民等と協働して地域特性に応じたきめ細かな景観形成を図るべき区域を、景観形成重点地区<sup>\*</sup>として指定するものとします。



### ②景観形成重点地区の指定の方針

景観形成重点地区として指定する区域は、次のアからウに掲げる地域で、地域住民等の理解が得られた区域とします。

- ア) 特徴ある景観を有する町並みの保全活用を図る地域
- イ) 地域のシンボルとなっている自然景観の保全を図る地域
- ウ) 魅力ある景観の創出を目指す地域

その指定に当たっては、地域住民等の意向に加えて景観に関する専門家等の意見も踏まえ、当該地区の景観形成の目標を定めるほか、景観形成の方針、行為の制限基準（色彩、デザイン、緑化等）を定めることとします。

#### 【重点地区の候補地】

種 別	候補となる地域
ア) 特徴ある景観を有する町並みの保全活用を図る地域	歴史的町並み景観形成地区 等
イ) 地域のシンボルとなっている自然景観の保全を図る地域	渡良瀬遊水地周辺 太平山、三轟山、岩船山、錦着山、三峰山（鍋山）等の各周辺 渡良瀬川、巴波川、永野川、思川等の各周辺 下野国庁跡、惣社（大神神社）、皆川城址、布袋岡城跡（大柿）、西方城址、小野寺地区（諏訪が岳、村檜神社、大慈寺等）等
ウ) 魅力ある景観の創出を目指す地域	地域住民等による景観まちづくりが行われている地域等